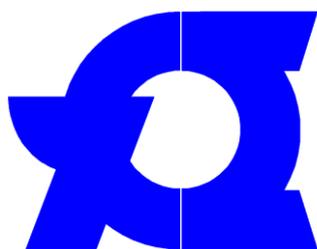


第2次大江町男女共同参画計画



令和5年3月策定

目 次

第1章 計画策定について	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画期間	
3 計画位置づけ	
4 大江町の現状と課題	
第2章 計画の内容	5
1 基本理念	
2 基本目標	
3 施策体系	
第3章 具体的な取り組み	7
基本目標Ⅰ	
基本目標Ⅱ	
基本目標Ⅲ	
第4章 計画の推進について	10
1 推進体制	
2 計画の進行管理	

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。（男女共同参画社会基本法 第2条）

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成を推進するための基本理念を掲げ、国・地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、性別にかかわらず誰もが自らの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができることをめざすものであります。

国の第5次男女共同参画基本計画においては、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会を目指しており、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、取組みに反映することが必要であるとしています。また、国連総会で採択された持続可能な開発目標SDGsにおいても、その目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられました。

このような社会の変化や、男女共同参画社会基本法の理念、国及び県の男女共同参画計画を勘案し、男女が等しく尊重され、家庭・地域・職場・社会などあらゆる分野でそれぞれが個性と能力を發揮して地域の活力を高め、責任を分かち合うまちづくりを町民全体で進めていくための指針として、平成30年に策定した第1次計画を基本としながら「第2次大江町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画期間

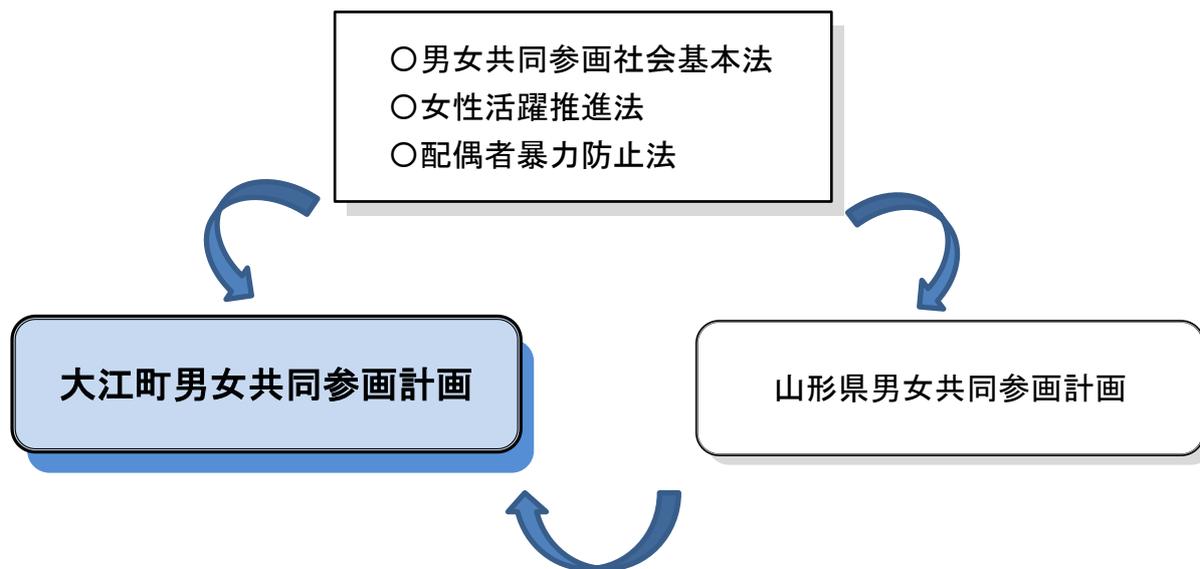
令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

3 計画位置づけ

○本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項及び「山形県男女共同参画推進条例（平成 14 年 7 月山形県条例第 45 号）」第 8 条第 1 項に基づき、本町における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。

○本計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画^{※1}、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条第 3 項に基づく市町村基本計画^{※2}に位置付けるものとします。

○本計画は、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）^{※3}」の理念を踏まえ取り組んでいくものです。



※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」抜粋
市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」抜粋
市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に則し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※3 平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

《本計画とSDGsとの関わり》



1 貧困をなくそう
あらゆる場所であらゆる形態の貧困に終止符を打つ



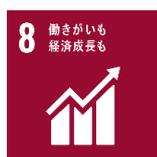
3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう
すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



8 働きがいも経済成長も
すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を推進する



10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発目標に向けて平和で包括的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4 大江町の現状と課題

町では「ともに認め合い、ともに支え合いながら、誰もが個性と能力を発揮し、笑顔があふれるまち」を基本理念に、平成 30 年 2 月に「大江町男女共同参画計画」を策定し、関連する施策を推進してきました。

地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の本町における女性の登用状況については、平成 29 年度 22.9%に対し令和 4 年度は 26.4%と指導的地位に占める女性の割合が若干増加しておりますが、全体の割合で見ると依然として低い状況です。同様に、地域の様々な活動の中心的役割を担う区長職における女性の割合は平成 29 年度に 5%であったものが令和 4 年度は 0%という状況でした。政策方針決定の場や地域活動に女性の意見や考え方が十分には反映されていないことが窺えます。

また、近年の気候変動の影響により、町でも大規模な水害等が発生しています。災害対応力を強化するために、女性の視点がますます必要となってきています。

これらのことから、女性が様々な活動に参画していける条件の整備と、男女平等及び人権の尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発活動をより積極的に展開していくことが重要です。また、急速に進んでいる少子高齢化、家族の姿の変化、人生の多様化などに対応し、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、男女が共に支え合いながら、取り組みを進めていく必要があります。

1 基本理念

ともに認め合い、ともに支え合いながら、誰もが個性と能力を発揮し、笑顔があふれるまち。

男女共同参画の推進のためには、一人ひとりがその大切さを理解し、家庭・地域・職場等において取り組みを進めていくことが重要です。町民一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重され、互いに支え合いながら地域全体の活力を高め、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指し、第1次計画に引き続き、3つの基本目標を柱に施策を展開し「男女共同参画社会」の実現に取り組みます。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画に理解があるまち

男女共同参画の理解・認識は徐々に深まっていますが、性別による固定的な役割分担意識や、社会通念、慣習、しきたりなど、今なお根強く残る課題も多くあります。

多様な生き方を尊重し、一人ひとりが自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し活躍することができるまちにするため、男女共同参画についての啓発活動や学習・教育を推進していきます。

基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できるまち

旧来の男女観は少しずつ変化し、雇用における男女格差は縮小してきていますが無くなったとはいえない状況です。セクシュアルハラスメントなどの問題、仕事と家庭の子育て・介護における男女役割分担などの課題解決に向け、ともに認め合い、支え合いながら誰もが能力を発揮し働き続けられるよう環境の整備や支援を進めていきます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの浸透、取り組みに向け、事業所等へ情報提供を行います。

基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまち

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。また、児童虐待や高齢者虐待などの虐待についても同様です。

全ての暴力の根絶と、生活上困難を抱える人への支援を充実させ、みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるための取り組みを推進します。

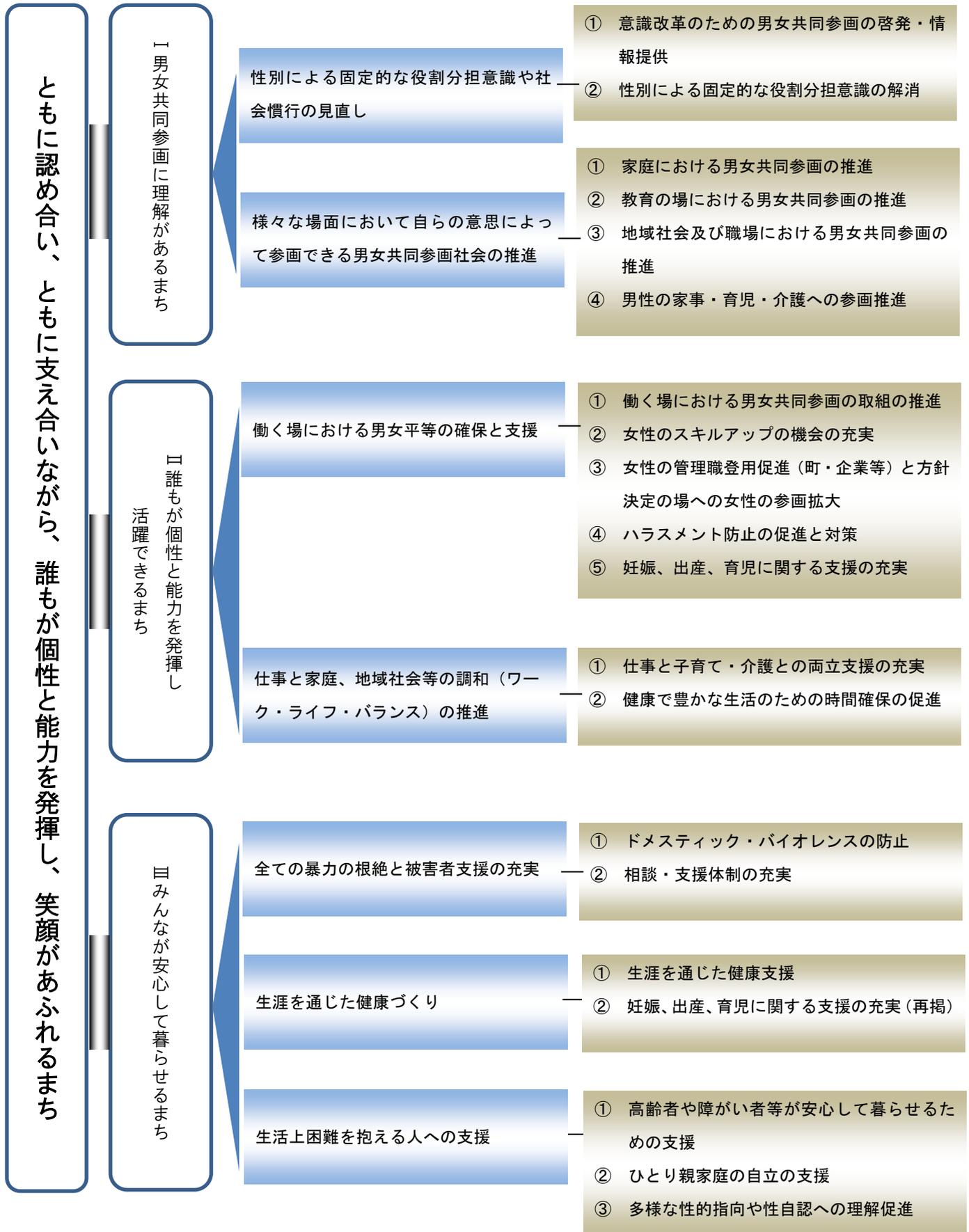
また、男女ともに健康で活躍しつづけるために、ライフステージに合わせた健康支援や正しい知識の普及啓発を行っていきます。

3 施策体系

基本理念 基本目標

施策の方向

主な施策



第3章 具体的な取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画に理解があるまち

性別による固定的な役割分担意識や社会慣行の見直し



施策	具体的な取組	担当課
① 意識改革のための男女共同参画の啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携した広報・啓発活動の充実 ・男女共同参画週間を利用した普及啓発活動の実施 ・町の広報誌、ホームページ等様々な広報媒体を通じた男女共同参画に関する継続的な情報提供 ・人権に関する理解を深めるための広報・啓発活動の推進 	政策推進課 税務町民課
② 性別による固定的な役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における男性の家事、子育て、介護の参画促進 ・性別にとらわれない表現や施設表示等の配慮 	政策推進課

様々な場面において自らの意思によって参画できる男女共同参画社会の推進



施策	具体的な取組	担当課
① 家庭における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等で家庭内の役割について考えてもらうための情報提供 ・研修やイベントなどの企画や町民への周知、参加推進 	政策推進課
② 教育の場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校と連携し、子どもの成長に応じた男女共同参画に関する学習機会の確保 ・男女共同参画の考え方に基づく学校運営やPTA活動等の推進 	教育文化課
③ 地域社会及び職場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した男女共同参画講座等の研修機会の周知 ・国や県と連携し、町内事業主へ男女共同参画についての周知・啓発 	政策推進課 地域振興課
④ 男性の家事・育児・介護への参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児・介護の参画促進のための育児・介護休業等の支援制度の充実と、周知・啓発 ・男性の家事、育児参加への抵抗感を減少し促すための男女共同参画イベント企画の実施 ・広報を通じた男性の家事・育児参加に対する周囲の理解を得るための気運の醸成 	総務課 政策推進課

基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できるまち

働く場における男女平等の確保と支援



施策	具体的な取組	担当課
① 働く場における男女共同参画の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者、事業主に限らず男女雇用機会均等法をはじめとする法律や制度を知ることができるよう周知 ・労働相談窓口の周知 ・女性の少ない職種などにおいて就業しやすい環境づくりの推進 ・役場内のイクボス推進と町内企業への促進拡大 	政策推進課 地域振興課

②	女性のスキルアップの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県などが実施する講座や学習機会の周知 ・ 女性を中心となって行う地域活動支援や人材育成支援 ・ 地域で活躍する女性たちのネットワークの構築 	政策推進課 教育文化課
③	女性の管理職登用促進（町・企業等）と方針決定の場への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に沿って、女性の管理職登用に積極的に取り組む ・ 県が実施する企業支援制度の周知及び活用 ・ 政策や方針決定過程への女性の参画拡大 ・ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 	全 課
④	ハラスメント防止の促進と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者及び事業主に対するハラスメント防止の啓発運動 ・ ハラスメントに関する相談窓口の周知及び連携促進 	地域振興課
⑤	妊娠、出産、育児に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠、出産時の助成や支援の充実 ・ 子どもの医療費無料化の事業継続 	税務町民課 健康福祉課

仕事と家庭、地域社会等の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



施策		具体的な取組	担当課
①	仕事と子育て・介護との両立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して子育てしながら働き続けられるよう、保育サービスや放課後児童クラブの充実 ・ 子育て支援センター事業の拡充 ・ 介護に関する相談窓口の充実 ・ 地域包括ケア体制の整備 	健康福祉課
②	健康で豊かな生活のための時間確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で豊かな生活を送ることができるよう、ライフ・ワーク・バランスに関する周知・啓発 ・ 事業者へ労働時間関連法令の遵守について働きかけ ・ 労働者自身が働き方を自身の健康・体調に応じて管理しながら働けるよう、有給休暇等の取得促進や健康意識の向上に向けた運動 	総務課 政策推進課 地域振興課

基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまち

全ての暴力の根絶と被害者支援の充実



施策		具体的な取組	担当課
①	ドメスティック・バイオレンスの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての世代の男女に向けたドメスティック・バイオレンス防止についての啓発強化 ・ 県や関係機関と連携し「女性に対する暴力をなくす運動」とおした暴力防止の普及啓発 	政策推進課 健康福祉課
②	相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の周知 ・ 関係機関との連携による支援の実施 	健康福祉課



施策		具体的な取組	担当課
①	生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診の実施 ・地域スポーツの充実、推進 	健康福祉課 教育文化課
②	妊娠、出産、育児に関する支援の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産時の助成や支援の充実 ・子どもの医療費無料化の事業継続 	税務町民課 健康福祉課



施策		具体的な取組	担当課
①	高齢者や障がい者等が安心して暮らせるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・高齢者や障がい者等の社会参画と自立の支援 ・除雪費助成や配食サービスなどの生活支援 ・各種支援制度の情報提供 ・公共施設のバリアフリー化の推進 	政策推進課 健康福祉課
②	ひとり親家庭の自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度等の周知や情報提供 ・相談体制の整備、拡充 	健康福祉課
③	多様な性的指向や性自認への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな性のあり方を尊重し、理解を深めるための啓発 	政策推進課

第4章 計画の推進について

1 推進体制

男女共同参画社会の実現には、本計画に掲げる各施策体系において、広範かつ多岐にわたる取り組みを展開していく必要があります。行政全体で本計画を推進していくため、庁内関係課、その他団体等の横断的な理解と取り組みが必要です。職員一人ひとりが男女共同参画を意識して職務に取り組むとともに、事業実施、各審議会等への委員の登用など、様々な場面において男女共同参画を意識した取り組みを町民と行政が一体となって推進していきます。

2 計画の進行管理

施策の取り組み状況について庁内関係課や大江町振興審議会等で確認・検証を行うとともに、事業の評価を行い、町ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。